

鳥取県財産評価審議会公募委員公募要領

1. 目的

鳥取県の県有財産の購入、売却、交換等に関し、適正な評価を行うため、鳥取県財産評価審議会において、その価格を調査審議する。

2. 公募委員の役割

公募委員は、審査会に出席し、その他の委員とともに、県有財産の購入、売却、交換等に関し、適正な評価に関する事項を処理する。

3. 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格 次の全ての要件に該当する方
 - ①宅地建物取引、建築、不動産鑑定などの分野について専門的知識を有し、不動産の適正価格について意見を述べていただけること。
 - ②原則として、就任時点で満18歳以上の方であること
 - ③県内在住であり、東部、中部及び西部の各会場での審議会に出席が可能であること。
 - ④県の他の附属機関の委員に就任していないこと。
 - ⑤鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
 - ⑥県議会議員、県職員、市町村議会議員及び市町村長でないこと。
- (3) 応募期限
令和4年3月25日（金）午後5時 必着
- (4) 任命の時期及び任期
任命の時期 令和4年6月（任命の日）から令和6年6月（任命日の前日まで）日（2年間）（予定）
- (5) 委員報酬
1回ごとに10,200円（その他、県の旅費規程により自宅又は勤務地から審査会会場までの交通費等を支給）
- (6) 審査会の開催回数
年3回程度
- (7) 応募方法
別添応募用紙又は任意様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先、応募理由等を記入した上で、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで御提出ください。
- (8) 公募委員の決定方法
公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。
 - ア 選考方法
応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき、別紙「鳥取県財産評価審議会公募委員選定審査会）公募委員選考基準」により審査を行い、委員候補を決定する。
 - イ 選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。
- (9) 問合せ先
鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
電話：0857-26-7766
ファクシミリ：0857-26-7616
電子メール：shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

4. その他

- ・応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。
- ・当該事業に係る予算が県議会において不成立となった場合は、審査会を開催しないこととする。